

仕 様 書

1 件 名

盛岡市子ども家庭センターおやこ支援業務用PC等賃貸借契約（長期継続契約）

2 内 容

盛岡市子ども未来部子ども家庭センターおやこ支援担当における業務を行うためのPCその他関連機器等を賃貸借するものとする。当該機器の納入は、接続、通信確認等を含み、盛岡市として使用可能な状態をもってそれと認められるものとする。

3 機器設置場所

盛岡市子ども未来部子ども家庭センターおやこ支援担当
(神明町 3-29 保健所庁舎 2階)

4 契約方法

- (1) 賃貸借契約とし、賃貸借料については、毎月均等払いとする。
- (2) 賃貸借料金には、機器の設置及び機器を正常な状態で作動させるための設定・保守に係る費用を含むものとする。
- (3) 契約期間は令和6年6月1日から令和11年5月31日とする（長期継続契約）。

5 賃貸借機器等の構成

| 番号 | 項目 1 | 項目 2 | 規格等 | 数量 |
|----|-----------|--------|---|----|
| 1 | デスクトップ PC | OS | Windows10 Pro 64bit バージョン 22H2 ※Windows11 のアップグレード権を有すること。 | 2 |
| | | CPU | Intel Corei5 第11世代 ※1 | |
| | | メモリ | 16GB ※1 | |
| | | ストレージ | SSD 256GB ※1 | |
| | | 光学ドライブ | DVD-ROM ※より安価となる場合はマルチドライブ等の書込み可能なドライブも可とする。 | |
| | | ディスプレイ | 21.5インチワイド（解像度 1600×900ピクセル）以上 カラー液晶方式 ※HDMI ポートを1つ以上有すること。 ※デスクトップ PC の入力端子に規格が適合していること。 | |
| | | 入力デバイス | マウス（USB 接続）：オプティカルまたはレーザー式、2ボタン、スクロールホイ | |

| | | | | |
|---|--------|---------------------|---|---|
| | | | ール付きとすること | |
| | | | 日本語キーボード (USB 接続) : JIS 標準配列 (英数、かな) | |
| | | USB ポート | USB (USB2.0 または 3.0) × 3 以上 ※1 | |
| | | HDMI ポート | HDMI ポートを持つこと | |
| | | オーディオ端子 | 3.5mmオーディオ端子を持つこと | |
| | | LAN | 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T | |
| | | リカバリーメディア | ディスクメディアまたは USB メモリ ※2 ※保守対応等の際に受注者が用意する場合は、納品は不要とする | |
| | | 外形寸法 (高さ x 幅 x 奥行き) | 40cm(H) × 12cm(W) × 40cm(D) 以下であること。 | |
| | | 保守 | 5 年間オンサイト出張修理 | |
| 2 | ソフトウェア | Microsoft Office | Office LTSC Standard 2021 | 2 |
| | | PDF リーダー | Adobe Acrobat Reader DC 通常版 32bit ※MUI 版がプレインストールされている場合はアンインストールすること。 | 2 |
| | | ウェブブラウザ | Google Chrome 最新版 Microsoft Edge 最新版 | 2 |

※1 同等以上の性能を持つものは可とする。

※2 HDD/SSD 故障時に再セットアップできること。光学ドライブを搭載しない場合は、USB メモリとすること。

6 納入・運用要件

- (1) 搬入、設置、庁内ネットワークとの接続、通信確認及びアプリケーション動作のための各種設定を行うこと。
- (2) 納入に際して、庁内ネットワークに接続して使用するために必要な設定 (セキュリティ等) を情報企画課が実施するので、情報企画課と事前に協議の上作業すること。
- (3) 故障が生じた場合、速やかに正常な状態で作動するよう回復させること。また、保守業務に係る消耗品及び故障箇所修復に係る部品の費用は、受注者の負担とする

こと。

(4) 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ（搬出・撤去）は受注者が行うこと。また、機器に格納されていたデータは、復元ソフトウェア等を用いても抽出できないよう物理的な手段を用いて完全に消去すること。

(5) Windows10 のサポート終了に際し、別途発注者が指定する時期に Windows11 へのアップグレード作業を実施すること。

なお、当該作業に係る経費は全て本契約に含めること。

(6) その他疑義が生じた場合は、発注者（担当者）と相談すること。